

与野党が拮抗せず、さっぱり盛り上がらない参院選の焦点の柱は「改憲」だ。改憲の突破口と保守勢力がとみにもちだしているのが「緊急事態条項」。国難級の災害が起きた場合、「政府と国民の役割を明確にする」つまり、政府が国民の行動を制限する可能性が生じることが示されるという。



参院選挙と同様、議論が低調な、改憲の先兵とされる緊急事態条項

しかしながら、災害、特に確実に起こることが想定される自然災害の場合、災害発生後の状況は、発生前の状況により大きく左右される。平成23年の東日本大震災以降の災害をみると、例えば、災害前に避難計画をつくるなど対策をたてていたところは、そうでない場所に比べ、180度状況が異なるといえるほど、明暗がはっきり分かれている。

つまり、緊急事態条項を論じる場合、住民レベルの避難計画を規定している「災害対策基本法」との連続性のもとに議論されるべきだろうと思う。裏を返せば、災害対策基本法が国民に浸透していれば、災害後も国民の自発的な行動に結びつくはずであり、強権的と言われがちな緊急事態条項への議論も現実的なものとなるはずだ。

ところが、現実には、災害への備えができていない場所とそうでない場所との格差は広がる一方だ。そして災害が起きれば、結果的に、備えができていない場所では救援活動、復旧・復興に時間がかかるから、ますます彼我の差、不公平感は広がるばかりだ。

ある自治体の首長から聞いた話だが、防災活動に積極的なその自治体が、九州地方の豪雨災害被災地へ救援に駆けつけた時のこと。被災地の自治体の首長は、「お仕着せの支援物資より金がほしい」と放言したそう。そういわれた支援者側の首長は「あきれて席を蹴って引きあげた」という。ちなみにその被災地の首長はその後の選挙で落選の憂き目にあったとか。ことが起きてから、国民の行動制限も必要な時があるかもしれないが、「努力義務」しか示されない災害対策基本法において、「事前対策しないところは、自前で復旧・復興すべき」とでも但し書きをつけておくべきではないかと、緊急事態条項が話題になるたびに思ってしまうのだ。

(令和4年6月)